

平成20年版犯罪被害者白書(案) 説明資料

内閣府犯罪被害者等施策推進室

犯罪被害者等施策の総合的かつ計画的な推進

○総合的な取組を求める犯罪被害者等の声に応えるべく、平成16年12月1日、**犯罪被害者等基本法**が議員立法により成立。

○平成17年12月、**犯罪被害者等基本計画**を閣議決定。4つの基本方針、5つの重点課題の下、258に上る具体的施策を位置付け

○平成18年4月、基本計画推進専門委員等会議と3つの検討会（※）を設置。平成19年11月に最終取りまとめを推進会議に報告

（※）「経済的支援に関する検討会」「支援のための連携に関する検討会」「民間団体への援助に関する検討会」

〔推進体制〕

内閣府

犯罪被害者等
基本計画

■犯罪被害者等施策推進会議■

- 会長：内閣官房長官
- 委員（10人以内）
 - ・ 内閣総理大臣が指定する 国務大臣
 - ・ 内閣総理大臣が任命する 犯罪被害者等の支援等に関する有識者

基本計画の
案の作成

その他重要
事項の審議

施策の実施状況の
検証・評価・監視

施策の実施の推進

閣議

■各省庁■
基本計画に
のっとり
施策を実施

■犯罪被害者等施策推進室■

- ・ 基本計画の作成・推進
- ・ 犯罪被害者等施策推進会議の庶務

■年次報告■

〔4つの基本方針、5つの重点課題〕

4つの基本方針

尊厳にふさわしい処遇
を権利として保障する
こと

個々の事情に応じて
適切に行われること

途切れることなく行わ
れること

国民の総意を形成し
ながら展開されること

5 つ の 重 点 課 題	1. 損害回復・経済的支援等への取組（基本法第12・13・16・17条関係）	42施策
	2. 精神的・身体的被害の回復・防止への取組（基本法第14・15・19条関係）	69施策
	3. 刑事手続への関与拡充への取組（基本法第18条関係）	43施策
	4. 支援等のための体制整備への取組（基本法第11・21・22条関係）	75施策
	5. 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組（基本法第20条関係）	29施策

推進体制に関するもの（19項目）

計画期間：5年

合計 258施策

犯罪被害者等施策～この1年の動き～

○損害回復・経済的支援等への取組

- ・ **犯罪被害給付制度の拡充**（平成20年7月施行）
- ・ **損害賠償命令制度**を導入（平成20年12月施行）

○精神的・身体的被害の回復・防止への取組

- ・ 民事訴訟におけるビデオリンク等の措置を導入（平成20年4月施行）

○刑事手続への関与拡充への取組

- ・ 更生保護における犯罪被害者等施策（平成19年12月施行）
- ・ 犯罪被害者等が刑事裁判の手続に参加する **被害者参加制度**を導入（平成20年12月施行）
- ・ 被害者参加人に対して **国選被害者参加弁護士を付与**する制度を導入（平成20年12月施行）

○支援等のための体制整備への取組

- ・ 保護観察所が犯罪被害者等に対する相談・支援を開始（平成19年12月）
- ・ **犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案**を作成（平成20年度）

○国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- ・ **犯罪被害者週間**（11月25日～12月1日）の実施

犯罪被害者等のための具体的施策 ～損害回復・経済的支援等への取組①～

- 「**経済的支援に関する検討会**」において、**犯罪被害者等に対する給付の抜本的な拡充**やカウンセリングについての配慮などを内容とする最終取りまとめを行い、推進会議に報告（平成19年11月）同会議において、最終取りまとめに従った施策の実施を政府をあげて強力かつ効果的に推進することを決定〔内閣府〕

〔「経済的支援に関する検討会」最終取りまとめ〕

○犯罪被害者等に対する 給付の抜本的な拡充等

①犯罪被害者等給付金の最高額を自賠責並の金額に近づけ、最低額についても引き上げる方向

（参考）

※犯罪被害給付制度の最高額

障害給付金 1,849.2万円

遺族給付金 1,573万円

※自賠責保険制度の支払限度額

重度後遺障害(常時介護) 4,000万円

死亡事故 3,000万円

②特に平均収入が低い若年層の重度後遺障害者や扶養の負担の多い遺族に配慮

③重傷病給付金対象者に対する休業給付の検討

④財源は一般財源

（罰金の特定財源化、有罪判決を受けた者からの徴収制度の創設は困難）

⑤やむを得ない事情で申請期間内に申請できなかった場合に特例的な申請を認める制度の検討

⑥支給裁定は現行どおり公安委員会で行う方向

○民間浄財の基金による支援

○深刻な精神的被害を受けた被害者等に対するカウンセリングについての配慮等

○テロ被害について政府による迅速な対応

○公的弁護人制度の是非について

犯罪被害者等のための具体的施策 ～損害回復・経済的支援等への取組②～

○「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」による**犯罪被害給付制度の拡充**等（平成20年7月施行） [警察庁]

犯罪被害者等給付金

対象

日本国内で行われた人の生命又は身体を害する行為による死亡、重傷病、障害

給付金の額は、被害者の年齢や勤労による収入額等に基づき算定

遺族給付金

- 被扶養家族である遺族について重点的引上げ
- 最高額を自賠償並みに引上げ、最低額も引上げ
- 扶養家族の数など負担の大きさに配慮

生計維持関係にある遺族に対する引上げ

1,573万円～416万円 → **2,964,5万円～872,1万円**

[例] 45歳・生計維持関係遺族4名の場合

1,508万円～559万円 → 2,842万円～1,960万円

重傷病給付金

- 重傷病の療養のため休業した者に、休業損害を考慮した給付（自賠償の上限を参考）

医療費の自己負担相当額に、休業損害を考慮した額を加算

(120万円)を上限

障害給付金

- 重度後遺障害者について重点的引上げ
- 最高額を自賠償並みに引上げ、最低額も引上げ
- 平均収入が低い若年層の給付水準が不当に低額とならないよう配慮

重度後遺障害者（障害等級第1級～第3級）に対する引上げ

1,849,2万円～378万円 → **3,974,4万円～1,056万円**

[例] 20歳未満・常時介護1級の場合

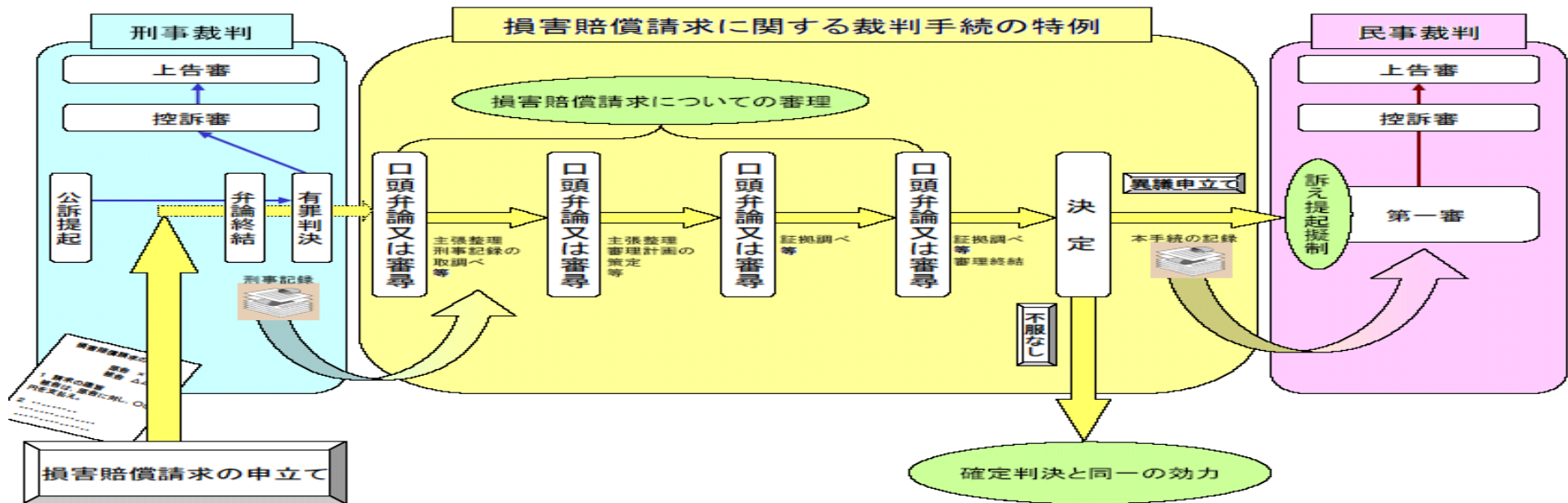
710,2万円～482,4万円 → 2,188,8万円

(※) 赤字は平成20年7月1日以降に行われた犯罪行為による被害に関して適用される。

犯罪被害者等のための具体的施策
 ~損害回復・経済的支援等への取組③~

- 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用できる、「**損害賠償命令制度**」を導入（平成20年12月施行）
- 「**オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律**」によりオウム真理教による犯罪行為である8事件の被害者や遺族を対象に給付金を支給（平成20年12月施行）

[損害賠償命令制度の概要]



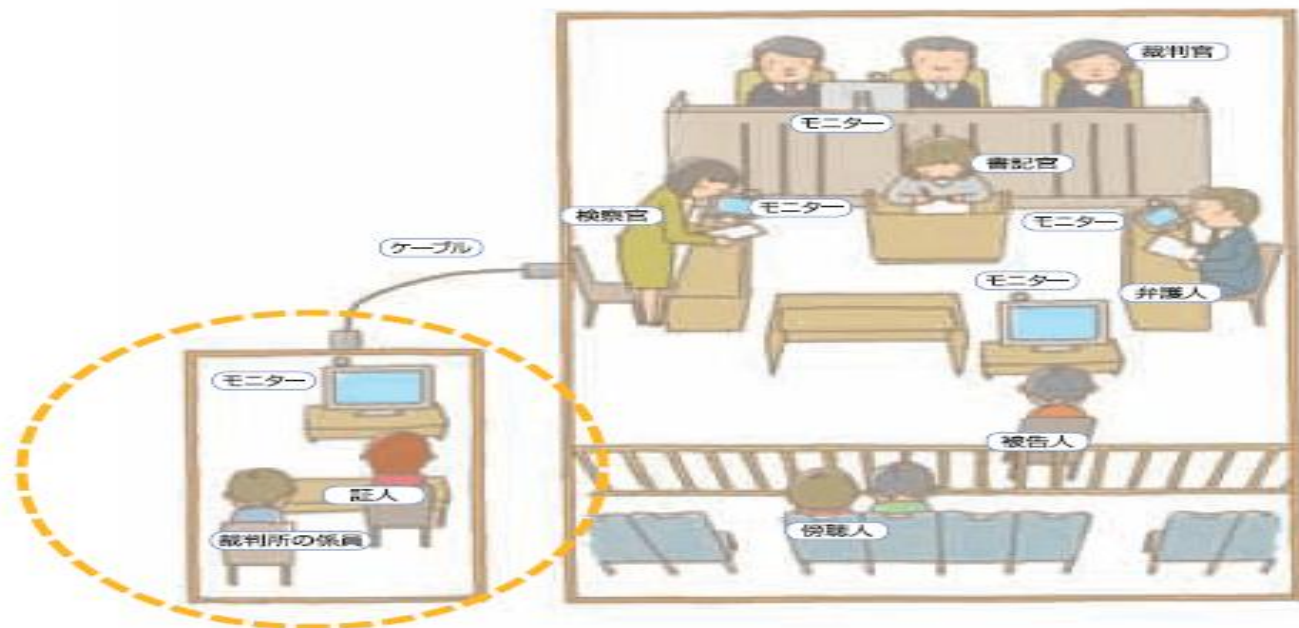
犯罪被害者等のための具体的施策 ～精神的・身体的被害の回復・防止への取組①～

- 「児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の設置を努力義務化（平成20年4月施行）〔厚生労働省〕
 - 犯罪被害者に関する医学知識と技術について精通した医療関係者の養成等を図るため、平成17年度から3年計画で実施した厚生労働科学研究（※）の成果を踏まえ、平成20年度に犯罪被害者支援のためのマニュアル・ガイドラインを作成し、精神保健福祉センターに配布〔厚生労働省〕
- （※）「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」

犯罪被害者等のための具体的施策
～精神的・身体的被害の回復・防止への取組②～

- 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、**性犯罪被害者の氏名等を公開の法廷で明らかにしない制度**（平成19年12月施行）、**民事訴訟におけるビデオリンク**等の措置（平成20年4月施行）を導入〔法務省〕

〔刑事訴訟におけるビデオリンク〕



犯罪被害者等のための具体的施策 ～刑事手続への関与拡充への取組①～

- 平成19年12月から犯罪被害者等の希望に応じて提供する加害者情報に、受刑中の刑事施設における処遇状況や仮釈放審理に関する事項などを追加し、被害者等通知制度を拡充 [法務省]
- 「更生保護法」により、**保護観察対象者に犯罪被害者等の心情などを伝達する制度、仮釈放等審理において犯罪被害者等の意見などを聴取する制度**を導入（平成19年12月施行） [法務省]

[保護観察所の面談室]

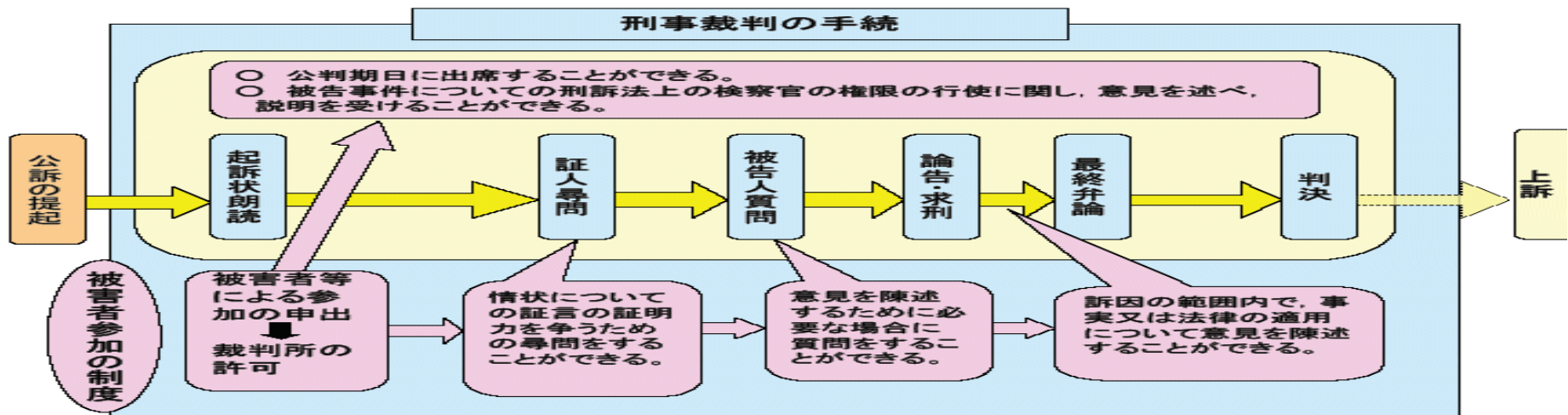


提供：法務省

犯罪被害者等のための具体的施策 ～刑事手続への関与拡充への取組②～

- 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、犯罪被害者等が、公判への出席、証人の尋問、被告人に対する質問、意見の陳述ができる、「**被害者参加制度**」を導入（平成20年12月施行）〔法務省〕
- **被害者参加人**に対して、**国選被害者参加弁護士**を付与する制度を導入（平成20年12月施行）〔法務省〕
- 「少年法の一部を改正する法律」により、**犯罪被害者等による少年審判の傍聴を可能とする制度**を導入。また、記録の閲覧・謄写の範囲を拡大（一部の規定を除き平成20年12月施行予定）〔法務省〕

[被害者参加制度の概要]



犯罪被害者等のための具体的施策 ～支援等のための体制整備への取組①～

- 都道府県・政令指定都市に対し、問い合わせや相談に対して**総合的な対応を行う窓口の設置**などを要請。42の都道府県・政令指定都市において総合的対応窓口を設置（平成20年7月現在）〔内閣府〕
- 法テラスにおいて、**犯罪被害者支援ダイヤル**（0570-079714（なくことないよ））等を通じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士や相談内容に応じた専門機関・団体を紹介〔法務省〕
- 保護観察所が犯罪被害者等に対する相談・支援**を開始（平成19年12月）。また、全国の保護観察所に被害者担当保護司を配置〔法務省〕

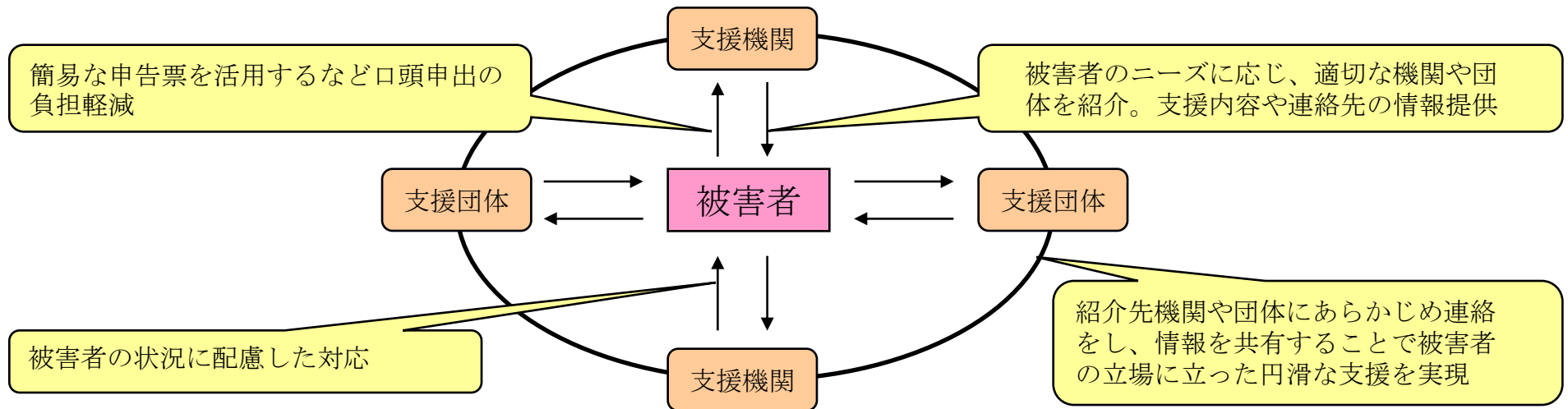


提供：法務省

犯罪被害者等のための具体的施策 ～支援等のための体制整備への取組②～

- 「支援のための連携に関する検討会」において、「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」の作成、備付けや研修カリキュラムの作成・認定制度の実施などを盛り込んだ最終取りまとめを行い、推進会議に報告（平成19年11月）。平成20年度に「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」、「研修カリキュラム・モデル案」を作成〔内閣府〕
- 「民間団体への援助に関する検討会」において、民間被害者支援団体に対する援助の拡充や地方公共団体における取組を促進するための方策などを盛り込んだ最終取りまとめを行い、推進会議に報告（平成19年11月）。平成20年度に被害者支援の気運を醸成するためにモデル事業を各地域で実施〔内閣府〕

〔犯罪被害者支援ハンドブックの活用による途切れのない支援の実現（イメージ）〕



犯罪被害者等のための具体的施策
 ～国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組～

- 「犯罪被害者週間」（11月25日～12月1日）において、昨年度は内閣府主催の第2回国民のつどい中央大会（東京都）、内閣府・地方公共団体共催の地方大会を北海道・茨城県・愛知県・熊本県において開催〔内閣府〕
- 今年度は、中央大会（東京都）、地方大会（北海道・静岡県・滋賀県・福岡県）を開催予定
- 支援の大切さなどをわかりやすく表現した標語を広く募集し、犯罪被害者週間等で活用

〔犯罪被害者週間ポスター〕



〔犯罪被害者週間（茨城大会）〕

